

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成27年2月13日
【四半期会計期間】	第55期第2四半期（自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日）
【会社名】	藤 久 株式会社
【英訳名】	FUJIKYU CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 薫徳
【本店の所在の場所】	名古屋市名東区高社一丁目210番地
【電話番号】	（052）774-1181（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 樹神 雄二
【最寄りの連絡場所】	名古屋市名東区高社一丁目210番地
【電話番号】	（052）774-1181（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 樹神 雄二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第54期 第2四半期累計期間	第55期 第2四半期累計期間	第54期
会計期間	自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年7月1日 至 平成26年12月31日	自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日
売上高 (千円)	10,655,645	10,596,838	22,042,697
経常利益 (千円)	74,597	67,293	566,007
当期純利益又は四半期純損失(△) (千円)	△55,171	△31,107	137,342
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	2,375,850	2,375,850	2,375,850
発行済株式総数 (株)	5,505,000	5,505,000	5,505,000
純資産額 (千円)	12,136,649	12,179,746	12,269,303
総資産額 (千円)	16,888,344	17,018,552	16,991,072
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額(△) (円)	△13.12	△7.40	32.66
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	16.00	16.00	32.00
自己資本比率 (%)	71.9	71.6	72.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	510,588	△26,531	1,612,372
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△76,647	△199,372	△140,246
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△170,599	△200,524	△366,753
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	3,586,577	4,002,179	4,428,608

回次	第54期 第2四半期会計期間	第55期 第2四半期会計期間
会計期間	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	20.58	23.36

- (注) 1 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
- 4 第54期第2四半期累計期間及び第55期第2四半期累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第54期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期累計期間における店舗展開につきましては、新規出店では手芸専門店「クラフトハートトーカー」17店舗、「クラフトパーク」2店舗及び生活雑貨専門店「サントレーム」3店舗の合計22店舗を開設しました。一方、退店では「クラフトハートトーカー」9店舗、「クラフトパーク」3店舗及び「サントレーム」5店舗の合計17店舗の閉鎖を実施しました。この結果、当第2四半期会計期間末の総店舗数は483店舗となりました。

店舗販売部門につきましては、手芸専門店では、店舗内ソーイングスクール開講店舗を前事業年度末比39店舗純増の200店舗に拡大しましたほか、出張講習会やシニア向け講習会の実施などにより既存の店頭講習会の活性化を推し進め、「教えること」による売上の増大と顧客層の拡大を図りました。商品面では、北欧テイストの生地を中心にインテリア向けの提案を推し進めましたほか、「バッグマルシェ」コーナーを展開し手づくりバッグ提案の強化に取り組みました。また、「妖怪ウォッチ」や「アナと雪の女王」などの人気キャラクターを用いた生地やワッペン等の拡充を図りました。生活雑貨専門店では、ギフト商品の提案強化に継続的に取り組むとともに、商品面では、衣料・服飾雑貨、ベビー玩具の販売強化を推し進めました。当部門の売上高は、商品区分別では、手芸用品及び和洋裁服飾品が前年同四半期を上回りましたものの、毛糸、生地、衣料品及び生活雑貨が前年同四半期を下回りました結果、100億28百万円（前年同四半期比1.1%減）となりました。

通信販売部門につきましては、ネット通販サイトでは、アクセス数増加策の継続実施とともに、出店先電子モールの販売促進策と連動したセール企画等により売上の増大を図りました。また、カタログ通販では、発刊回数や部数を随時見直すとともに、季節変動に対応した商品を掲載し売上高の増大を図りました。手芸用品では、UVレジン関連商品及びキャラクター生地等、生活雑貨では、ピクニック&ランチ関連商品等が好調に推移しました。当部門の売上高は、商品区分別では、毛糸が前年同四半期を下回りましたものの、それ以外の商品区分が前年同四半期を上回りました結果、5億43百万円（前年同四半期比10.3%増）となりました。

その他の部門の内容は不動産賃貸収入であり、売上高は25百万円（前年同四半期比2.2%増）となりました。

これらの結果、当第2四半期累計期間の業績は、売上高は105億96百万円（前年同四半期比0.6%減）、営業利益は65百万円（前年同四半期比2.4%減）、経常利益は67百万円（前年同四半期比9.8%減）、四半期純損失は31百万円（前年同四半期55百万円の四半期純損失）となりました。

当社はセグメント情報を記載しておりません。

当第2四半期累計期間における事業部門別及び商品区分別売上高等は、次のとおりであります。

① 販売実績

区分	売上高(千円)		前年同四半期比(%)
	前第2四半期累計期間 (自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日)	当第2四半期累計期間 (自 平成26年7月1日 至 平成26年12月31日)	
店舗販売部門	10,138,387	10,028,504	98.9
毛糸	698,204	608,402	87.1
手芸用品	2,745,673	2,773,875	101.0
生地	2,458,127	2,444,081	99.4
和洋裁服飾品	2,908,933	2,920,531	100.4
衣料品	348,863	330,584	94.8
生活雑貨	661,249	556,557	84.2
その他	317,334	394,472	124.3
通信販売部門	492,653	543,194	110.3
毛糸	61,966	53,432	86.2
手芸用品	157,634	171,439	108.8
生地	22,276	25,487	114.4
和洋裁服飾品	47,058	48,748	103.6
衣料品	69,550	89,482	128.7
生活雑貨	132,219	153,323	116.0
その他	1,948	1,281	65.8
その他の部門	24,604	25,139	102.2
合計	10,655,645	10,596,838	99.4

- (注) 1 店舗販売部門のその他は、主に会員制による入会金の収入等であります。
2 通信販売部門のその他は、主に保険受取手数料収入が含まれております。
3 その他の部門は、不動産賃貸収入であります。
4 和洋裁服飾品の区分には、ミシンが含まれております。
5 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

② 業態別店舗数の状況

区分	前第2四半期累計期間 (自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日)			当第2四半期累計期間 (自 平成26年7月1日 至 平成26年12月31日)			(参考)前事業年度 (平成26年6月期)		
	出店	退店	四半期末	出店	退店	四半期末	出店	退店	期末
クラフトハートトーカイ	15	3	396	17	9	406	21	7	398
クラフトワールド	1	1	2	—	—	2	1	1	2
クラフトパーク	2	—	42	2	3	42	4	1	43
クラフトループ	—	—	5	—	—	5	—	—	5
サントレーム	3	2	30	3	5	28	3	2	30
合計	21	6	475	22	17	483	29	11	478

- (注) 「クラフトハートトーカイ」、「クラフトワールド」、「クラフトパーク」及び「クラフトループ」は手芸・クラフト専門店であり、「サントレーム」は生活雑貨専門店であります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第2四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ27百万円増加し、170億18百万円となりました。流動資産は64百万円減少し、固定資産は91百万円増加しております。流動資産の減少は、主に商品が2億46百万円、その他に含まれております営業未収入金が1億43百万円とそれぞれ増加しましたものの、現金及び預金が4億26百万円減少しましたことによるものであり、固定資産の増加は、主に土地が92百万円増加したことによるものであります。

(負債)

当第2四半期会計期間末における負債は、前事業年度末に比べ1億17百万円増加し、48億38百万円となりました。流動負債は1億34百万円増加し、固定負債は16百万円減少しております。流動負債の増加は、主に未払法人税等が3億2百万円減少しましたものの、支払手形及び買掛金が6億3百万円増加したことによるものであります。

(純資産)

当第2四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べ89百万円減少し、121億79百万円となりました。主に利益剰余金が98百万円減少したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ4億26百万円減少し、40億2百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、26百万円（前年同四半期は5億10百万円の収入）となりました。主なプラス要因は、仕入債務の増加額6億3百万円、減価償却費2億1百万円であります。主なマイナス要因は、法人税等の支払額3億69百万円、たな卸資産の増加額2億46百万円、営業未収入金の増加額1億43百万円、未払消費税等の減少額71百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、1億99百万円（前年同四半期は76百万円の支出）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出1億93百万円、資産除去債務の履行による支出13百万円、無形固定資産の取得による支出6百万円、有形固定資産の売却による収入14百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、2億円（前年同四半期は1億70百万円の支出）となりました。これは、リース債務の返済による支出1億33百万円、配当金の支払額67百万円であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。公開会社である当社の株券等については、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思により決定されるべきであり、当社の株券等に対する大量買付行為があった場合、これに応じるか否かの判断は、最終的には当社の株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、近時わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為を強行する動きが見受けられます。こうした大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が当該行為に係る提案内容や対象会社の取締役会からの代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、さらに対象会社の取締役会が大量買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために大量買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社といたしましては、このような当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の向上に資さない大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えており、このような者が現れた場合には、必要かつ相当な対抗手段を講じることが、必要であると考えます。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現によって、株主及び投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、上記①の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施しております。

この取組みは、下記イ.の当社の企業価値の源泉を十分に理解したうえで策定されており、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させるべく十分に検討されたものであります。したがって、この取組みは、上記①の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

イ. 企業価値の源泉について

当社の企業価値の源泉は、当社が独自に考案・構築した店舗運営を支援する次の仕組みであります。

すなわち、顧客ニーズの把握と新たな創出を可能とする自社企画開発力、地域社会に密着した着実な営業展開に取り組んでいる路面店舗及び商業施設へのインショップ型店舗、販売委託制オーナーシステムによる出店地域在住の加盟者との共存共栄体制による地域密着型店舗販売業務の実現、EOS（電子式補充発注システム）オンラインシステムによる店舗・お取引先様・本社・物流センター（外部委託業者）のネットワークを形成する当社独自の物流システムの構築、柔軟性・拡張性に優れたITシステムの運用が、当社の企業価値の源泉となっております。

そして、これらの企業価値の源泉を支えるのは、高付加価値を醸成する商品調達や商品企画・開発、店舗開発、ストアオペレーションの従事者及び手芸専門講師等のほか、オーナーシステム店舗オーナー等の人材であり、企業価値は、経営理念「信用」を基礎としたお客様、お取引先様、株主の皆様、従業員、地域社会のいずれからも信用され、その信用を維持することから創出され、これらが最大の企業価値の源泉であります。

ロ. 企業価値向上への取組みについて

当社は、創立当時から多様な手芸用品を中心とした「ヒト」と「モノ」との関係を常に探求しております。手芸・クラフトは、単に趣味の領域にとどまらず、生きがいづくり、簡単な手芸・クラフトの作品づくりが作業療法となり、手先を使い、手順を考えることで脳の活性化を意識して作品づくりを行うことなど、学ぶ・作る・身につける・飾る・贈るというライフスタイルを重視した心豊かな暮らしとともに、全国店舗展開による地域社会への貢献に取り組んでおり、以下の方針のもと、一層の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保・向上にまい進していく所存であります。

- a. 店舗販売事業における手芸専門店においては、講習会の開催により受講者が手芸・クラフトの楽しさを享受され、その完成した作品については当社独自に開催する展示会への出品、手芸専門書籍及びWeb上の手芸作品投稿サイト「クラフトカフェ」への掲載など、より多くの人々に周知する機会を提供することにより、「手芸の作る喜びと感動」を実感していただくといった活動を通じて、手づくり文化の伝承とさらなる手づくりファンの増加を図っております。

ｂ．店舗販売事業における手芸専門店の店舗内においては、作品を作る技術を学びたい、手づくりのものを身につけて楽しみたい、プレゼントして喜びを共有したいという目的を達成すること、多くの方に洋裁や手芸に興味をもっていただき、洋裁を普及させることを目的にソーイングスクールの開講も推し進めております。「かんたん！きれい！おしゃれ！」をコンセプトとして、ニット生地を使ってロックミシンで自分に合った洋服を作る教室で、店舗規模に応じたスペースに専用のミシンを配置し運営しており、導入店舗の拡大を図っております。また、生活雑貨専門店については、時季に応じた提案力を高めるとともに、商品力の強化・拡充を推進するため、品揃えや商品調達におきまして自社企画商品の拡充を推し進め、商品の付加価値の向上を目指しております。

ｃ．通信販売事業につきましては、専門カタログによる販売に加え、Webサイト上の店舗について認知度を高めるとともに、取扱商品の充実を図り、店舗で販売していない趣味性の高い商品や無店舗販売の特徴である自宅までのお届けなど、商品力と利便性の向上によってお客様の購買意欲を高めております。

なお、通信販売と店舗販売との業態間において、取扱商品の企画・開発について連携を図ることにより、双方の効率化と相乗効果を発揮することが可能となります。

ハ．コーポレート・ガバナンスの取組みについて

当社のコーポレート・ガバナンスについては、企業価値を継続的に向上させるとともに、「コンプライアンス・マニュアル」の整備による法令遵守並びに企業倫理の重要性を認識し、株主の皆様、お客様、お取引先様、従業員、地域社会等のステークホルダーの皆様からの信頼を一層高めるべく、経営判断の迅速化、経営の透明性及び公正性の観点から、経営上の組織整備や経営陣に対する監視機能の充実を重要課題として取り組んでおります。

当社は、月1回開催する取締役会による経営に関する重要事項の決定と各部門の業務執行の監督、月1回の定例開催に加え随時必要に応じて開催する常勤役員会による情報の共有化、意思決定の迅速化を図っております。監査役につきましては4名全員を社外監査役とし、より独立した立場から取締役の意思決定及び職務執行を監視できる体制を整えております。

また、社長直轄の内部監査部門として内部監査室を設置し、各部署の業務プロセスやコンプライアンス、リスク管理の状況等について、社内業務監査を実施して適正性等の検証を行い、その結果を社長に報告するほか、常勤監査役も出席する監査報告会で報告し、監査情報の共有を図っております。

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制」について、取締役会において決議しております。これに基づき、当社として業務の適正を確保する内部統制システムの整備を継続的に推し進めております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社といたしましては、大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するものであるか否か、株主の皆様にご判断いただき、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社取締役会は、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、株主の皆様に対して代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、平成26年8月7日開催の取締役会において、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の具体的な内容（以下「本プラン」といいます。）を決定し、平成26年9月26日開催の当社第54期定時株主総会において、株主の皆様より承認、可決されました（なお、本プランは平成23年9月29日開催の当社第51期定時株主総会において、株主の皆様より承認、可決された当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の有効期間満了に伴い、その内容を修正のうえ更新したものであります。）。本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めており、その概要は以下のとおりであります（本プランの詳細につきましては、当社のホームページ（<http://fujikyu-corp.co.jp/>）で公表しております平成26年8月7日付プレスリリース「会社の支配に関する基本方針の改定及び当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の更新に関するお知らせ」をご参照ください。）。

イ. 本プランの概要

本プランは、大量買付行為が行われる場合に、当該大量買付行為を行い、または行おうとする者に対し、事前に当該大量買付行為の内容の検討に必要な情報の提供を求め、当該大量買付行為についての情報の収集及び検討のための一定の期間を確保したうえで、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様様に代替案を提示するなどの対応を行うための手続を定めております。

ロ. 新株予約権無償割当て等の対抗措置

本プランは、大量買付者に対して当該所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様様に無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様様に当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

ハ. 独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、並びに本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。

ニ. 情報開示

当社は、本プランに従い、大量買付行為があった事実、大量買付者から十分な情報が提供された事実、独立委員会の判断の概要、対抗措置の発動または不発動の決定の概要、対抗措置の発動に関する事項その他の事項について、株主の皆様に対し、適時かつ適切に情報開示を行います。

④ 本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）

本プランは、以下の理由により、上記①の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

イ. 買収防衛策に関する指針（経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」）の要件等を完全に充足していること

ロ. 企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として更新されていること

ハ. 株主意思を重視するものであること

ニ. 独立性の高い社外者（独立委員会）の判断を重視していること

ホ. 対抗措置発動に係る合理的な客観的要件を設定していること

ヘ. 独立した地位にある第三者専門家の助言を取得できること

ト. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,505,000	5,505,000	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株で あります。
計	5,505,000	5,505,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年10月1日～ 平成26年12月31日	—	5,505,000	—	2,375,850	—	2,526,080

(6) 【大株主の状況】

平成26年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
後 藤 薫 徳	愛知県瀬戸市	1,256	22.83
後 藤 千 代 子	愛知県瀬戸市	512	9.30
藤久取引先持株会	名古屋市名東区高社一丁目210番地	241	4.39
藤久従業員持株会	名古屋市名東区高社一丁目210番地	154	2.81
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	116	2.10
後 藤 正 己	愛知県長久手市	100	1.81
株式会社名古屋銀行	名古屋市中区錦3丁目19番17号	57	1.04
株式会社愛知銀行	名古屋市中区栄3丁目14番12号	57	1.04
後 藤 文 彰	岐阜県羽島市	51	0.94
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13-1	36	0.65
計	—	2,584	46.94

(注) 1 上記所有株式のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 116千株

2 上記のほか、自己株式1,300千株(23.62%)があります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,300,200	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,204,000	42,040	—
単元未満株式	普通株式 800	—	—
発行済株式総数	5,505,000	—	—
総株主の議決権	—	42,040	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式数には、自己保有株式83株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成26年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 藤久株式会社	名古屋市名東区 高社一丁目210番地	1,300,200	—	1,300,200	23.61
計	—	1,300,200	—	1,300,200	23.61

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成26年7月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がないため、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年6月30日)	当第2四半期会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,508,608	4,082,179
受取手形及び売掛金	165,425	159,841
商品	5,987,613	6,234,329
貯蔵品	657	186
その他	873,870	995,423
貸倒引当金	△1,167	△1,430
流動資産合計	11,535,008	11,470,531
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	832,597	868,263
土地	1,518,142	1,610,823
リース資産（純額）	679,941	670,624
その他（純額）	67,428	82,616
有形固定資産合計	3,098,109	3,232,327
無形固定資産	91,887	88,460
投資その他の資産		
差入保証金	1,935,730	1,877,741
その他	330,336	349,492
投資その他の資産合計	2,266,066	2,227,233
固定資産合計	5,456,064	5,548,021
資産合計	16,991,072	17,018,552

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年6月30日)	当第2四半期会計期間 (平成26年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,590,571	2,193,633
リース債務	247,405	253,850
未払法人税等	391,734	89,279
未払消費税等	126,805	55,247
賞与引当金	40,920	37,910
ポイント引当金	143,499	83,476
資産除去債務	14,117	7,957
その他	862,529	830,265
流動負債合計	3,417,584	3,551,619
固定負債		
リース債務	444,984	429,231
役員退職慰労引当金	204,778	199,078
資産除去債務	325,610	337,522
その他	328,810	321,355
固定負債合計	1,304,184	1,287,187
負債合計	4,721,769	4,838,806
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,375,850	2,375,850
資本剰余金	2,526,080	2,526,080
利益剰余金	9,815,608	9,717,225
自己株式	△2,470,726	△2,470,726
株主資本合計	12,246,812	12,148,429
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	22,490	31,316
評価・換算差額等合計	22,490	31,316
純資産合計	12,269,303	12,179,746
負債純資産合計	16,991,072	17,018,552

(2)【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日)	当第2四半期累計期間 (自 平成26年7月1日 至 平成26年12月31日)
売上高	10,655,645	10,596,838
売上原価	4,156,763	4,051,457
売上総利益	6,498,881	6,545,380
販売費及び一般管理費	※ 6,431,815	※ 6,479,891
営業利益	67,066	65,488
営業外収益		
受取利息	1,156	1,045
受取配当金	567	613
協賛金収入	2,284	2,250
受取手数料	3,950	3,177
法人税等還付加算金	4,099	—
その他	4,241	5,108
営業外収益合計	16,299	12,195
営業外費用		
支払利息	7,733	6,923
減価償却費	712	553
雇用支援納付金	—	2,365
その他	322	548
営業外費用合計	8,768	10,390
経常利益	74,597	67,293
特別利益		
固定資産売却益	—	3,861
受取補償金	—	5,024
特別利益合計	—	8,886
特別損失		
固定資産除却損	657	4,140
減損損失	13,788	11,918
店舗閉鎖損失	8,808	13,575
特別損失合計	23,253	29,634
税引前四半期純利益	51,343	46,545
法人税、住民税及び事業税	90,698	69,109
法人税等調整額	15,817	8,544
法人税等合計	106,515	77,653
四半期純損失(△)	△55,171	△31,107

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日)	当第2四半期累計期間 (自 平成26年7月1日 至 平成26年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	51,343	46,545
減価償却費	199,908	201,832
減損損失	13,788	11,918
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△2,386	△3,010
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	1,828	△60,023
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	6,901	△5,700
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△49	263
受取利息及び受取配当金	△1,724	△1,659
法人税等還付加算金	△4,099	—
支払利息	7,733	6,923
固定資産売却損益 (△は益)	—	△3,861
固定資産除却損	657	4,140
売上債権の増減額 (△は増加)	△11,312	5,583
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△255,583	△246,245
営業未収入金の増減額 (△は増加)	5,261	△143,679
差入保証金の増減額 (△は増加)	109,948	68,431
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△2,400	△71,558
仕入債務の増減額 (△は減少)	316,301	603,061
未払金の増減額 (△は減少)	△85,686	△22,144
その他	56,454	△42,228
小計	406,885	348,590
利息及び配当金の受取額	910	1,019
利息の支払額	△7,733	△6,923
法人税等の支払額	△50,820	△369,218
法人税等の還付及び還付加算金の受取額	161,346	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	510,588	△26,531
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△55,871	△193,190
有形固定資産の売却による収入	—	14,200
無形固定資産の取得による支出	△17,490	△6,737
資産除去債務の履行による支出	△3,286	△13,644
投資活動によるキャッシュ・フロー	△76,647	△199,372
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△128,551	△133,248
配当金の支払額	△42,047	△67,275
財務活動によるキャッシュ・フロー	△170,599	△200,524
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	263,341	△426,429
現金及び現金同等物の期首残高	3,323,235	4,428,608
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 3,586,577	※ 4,002,179

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日)	当第2四半期累計期間 (自 平成26年7月1日 至 平成26年12月31日)
貸倒引当金繰入額	504千円	900千円
給与及び賞与	2,054,761	1,962,918
賞与引当金繰入額	35,817	37,910
退職給付費用	35,409	35,732
役員退職慰労引当金繰入額	6,901	7,489
地代家賃	1,638,764	1,628,785

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期累計期間 (自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日)	当第2四半期累計期間 (自 平成26年7月1日 至 平成26年12月31日)
現金及び預金勘定	3,666,577千円	4,082,179千円
預入期間3カ月超の定期預金	△80,000	△80,000
現金及び現金同等物	3,586,577	4,002,179

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間 (自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年9月26日 定時株主総会	普通株式	42,047	10.00	平成25年6月30日	平成25年9月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年2月5日 取締役会	普通株式	67,275	16.00	平成25年12月31日	平成26年3月3日	利益剰余金

当第2四半期累計期間 (自 平成26年7月1日 至 平成26年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年9月26日 定時株主総会	普通株式	67,275	16.00	平成26年6月30日	平成26年9月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年2月12日 取締役会	普通株式	67,275	16.00	平成26年12月31日	平成27年3月2日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、手芸用品及び生活雑貨等の店舗販売を主要業務とし、ほかに手芸用品及び生活雑貨等の通信販売並びに不動産賃貸を営んでおりますが、店舗販売事業の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいと考えられることから、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前第2四半期累計期間 (自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日)	当第2四半期累計期間 (自 平成26年7月1日 至 平成26年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額(△) (円)	△13.12	△7.40
(算定上の基礎)		
四半期純損失(△) (千円)	△55,171	△31,107
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失(△) (千円)	△55,171	△31,107
普通株式の期中平均株式数 (株)	4,204,717	4,204,717

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成27年2月12日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- ① 中間配当による配当金の総額 67,275千円
- ② 1株当たりの金額 16円00銭
- ③ 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成27年3月2日

(注) 平成26年12月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対し、支払を行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月13日

藤 久 株 式 会 社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 瀧 沢 宏 光 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 今 泉 誠 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている藤久株式会社の平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第55期事業年度の第2四半期会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成26年7月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、藤久株式会社の平成26年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。